

発議第 8 号

公共施設等計画に関する特別委員会の設置について

上記の議案を、別紙のとおり多可町議会会議規則第 13 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出する。

(提案理由)

公共施設等の計画を調査するため、特別委員会を設置する。

令和 7 年 11 月 27 日提出

提出者 多可町議會議員 辻 誠一

賛成者 多可町議會議員 門脇 敏藏

## 決議第3号

### 公共施設等計画に関する特別委員会設置に関する決議

次のとおり公共施設等計画に関する特別委員会を設置するものとする。

#### 記

- |   |         |                           |
|---|---------|---------------------------|
| 1 | 名 称     | 公共施設等計画に関する特別委員会          |
| 2 | 設置の根拠   | 地方自治法第109条及び多可町議会委員会条例第5条 |
| 3 | 目 的     | 公共施設等計画に関する調査             |
| 4 | 委員の定数   | 13人                       |
| 5 | 設 置 期 間 | 調査が完了するまで設置を継続するものとする     |
| 6 | そ の 他   | 調査が完了まで閉会中の継続調査ができるものとする  |